

「3週間の法学マッスルトレーニング」お詫びと訂正

本書の下記の箇所には誤りがありました。お詫びし、訂正いたします。

頁	該当箇所	誤	正
23	問 56 (解答)	解答全文	緊急逮捕後は、「直ちに」裁判官の逮捕状を求める手続きをしなければならないところ(刑訴法 210 条 1 項)、「直ちに」といえるかどうかは、具体的事案の下で逮捕状請求手続きをとるのに通常必要な最小限度の時間経過にとどまっているかどうかで判断される。判例は、疎明資料を整えるのに時間を要し、逮捕状請求までに約 6 時間半経過した事案につき適法としている(京都地決昭 52.5.24)。 ○
64	問 17 (問題)	…解除し、過去に特定の行為をすることを…	…解除し、 適法 に特定の行為をすることを…
261	問 62 (解答)	…要旨一切を逐一告知することを要しないとしている。(東京高判昭 28.12.14)。 ×	…要旨一切を逐一告知することを要しないとしている。(東京高判昭 28.12.14)。しかし、単に罪名を告げただけでは、 犯罪事実の特定を欠くので、「被疑事実」を告げたことにはならない。 ○
270 271	問 88 (問題 及び解答)	問題：緊急逮捕するときは… 解答：被疑者に対して告知…	問題及び解答の削除 (272 頁・問 94 と重複の為)
275	問 98 (解答)	3 行目及び 6 行目「直ちに」	「 速やかに 」
306	問184(問題)	…遺留した物、所持者、保管者が任意に…	…遺留した物 又は所有者 、所持者、保管者が任意に…
310	問 194(問題)	被告人は被疑者の法定代理人、保佐人、…	被告人 又は 被疑者の法定代理人、保佐人、…